

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 皆さん、おはようございます。早速ですが、通告に従いまして市政一般質問をさせていただきます。

今回の内容は年金一本でございます。まず、質問する前の前提でございますが、国民年金と厚生年金、共済年金ですね、1号、2号とありますけど、その妻であります3号ですね、今回私が質問をいたします国民年金等というのは、国民年金の分だけでございます。その部分に対して、ちょっと上乘せの分に対しての質問でございますので、よろしく願いいたします。

国民年金等の公的年金の制度は、国民にとってその人の人生、生活に大きくかかわることであるにもかかわらず、その仕組みをよく理解している方は、どれだけおられるでしょうか。私は、国や日本年金機構、そして自治体が丁寧に説明をしてこなかったことも一因しているのではないかなと思うと同時に、何十年も生き続けるかもしれない老後の大切なお金を国任せ、会社任せにしまって本当にいいのかと思っているところでございます。

ちなみに私の例を当てはめると、私はサラリーマンを26年勤めてまいりましたので、老後になりますと国民年金と厚生年金、2ついただきます。ただ、弱ったことに15年の4月から総報酬制ということで、ボーナスまで加算されて計算される場所、私はその年数が非常に少ないために26年間、40年間とすれば26年で過半数以上を占めているわけですけども、非常に掛け算すると少ない金額でびっくりしたところでございます。

その私の家内につきましては、サラリーマン時代は保険料を払っておりません。もちろん私の3号ということで払っておりませんが、議員に出馬すると同時に1号に変更いたしまして、今妻と私で3万円ちょっと年金をお支払いをしております。子供が2人おります。長男は大学生になりまして、この前二十歳を越えたところなんですけど、きのう息子が帰ってきました、私も確認したんですけども、ちゃんと猶予制度に加入しているということで私も安心しました。万が一病気になったりすれば、障害年金が出ないので、それが私に大きくかかわってくることでありますので、親としても安心をいたしました。

もう一人、次男がおりまして、これは高卒で就職をいたしましたので厚生年金に加入をしまして、私も26年間の経験からやっぱり労使折半ということで、すごくやっぱりありがたい制度だなということで、社長に感謝しながら仕事をしなさいということで、私も忠告をしております。これが私の現実でございます。

さて、本市にあつては国民年金等の理解はどこまで進んでいるのでしょうか。年金の制度は厚労省、運営は日本年金機構で、市は関係ありませんよと言われたらどうにもなりませんけれども、

市民から見れば一緒でございます。ちなみに、やっぱり問い合わせは市町村と年金機構と2つになっておりますので、ただ国の政策を最後まで見届ける役目を地方自治体が担っているわけでありまして、堅実に執行することが市民の安心、所得が担保され、本市への信頼、そして市長への信頼に変わってくることではないでしょうか。

国民年金の納付率は県下で最低レベル、さまざまな要因を分析しておられることと思いますが、私は年金教育、年金啓発等が十分に取り組みされていないのがその根底にあると思っておりませんが、市長の所管をお伺いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 黒田議員の質問にお答えさせていただきますが、市は関係ないというわけではいきませんよというふうなお話がありましたが、私自身この年金事務に関しまして門外漢に等しい部分が正直あります。

と申しますのも、平成14年ですか、平成14年に機関委任事務だったものが法定受託事務、そして協力連携事務ですかね、これに変わってしまうという中で、平成14年前については窓口において市民の方たちが自分の年金の将来のことも含め、そして過去の保険料の納付状況等々の相談、また付加年金の問題とか、そういうことを相談にずっと見えられていたのは承知はしておりますけども、10年前から、10年以上前から、もっぱらそれに関してのデータというのが吸い上げられてしまう、国に一元化されてしまう中で、今市はそういう状況にあるものですから、ある意味個人ごとの問題についてはこちらがわからない部分があります。

それは、法の中の問題でありますのでお許しをいただきたいと思いますが、この年金の問題について納付率が50%を若干超える程度、申請免除の方たちが40数%いらっしゃるというふう聞いております。それを実際、じゃあ1万5,250円ですかね、ことし。これをお支払いをされている方たちはどれだけいらっしゃるんだろうって割り戻していきますと4分の1ぐらいの方たち、4分の1から3割ぐらいの方たちが払ってある。あと7割の方たちは申請免除なりお支払いをされていないということで、これは確かに県下においても対馬市の率というのは、決して最下位とは申しませんが、低いところに位置しています。

こういう状況というのは、ほかの市町村においてもあっています。国民年金自体がよくニュース等で出るのが、「私たちの時代もうもらえるかどうかわからんから、私はもう払いません」ってぼんと言いついていますが、ところがよくよく考えますと、この国民年金の制度というのは昭和36年からこのことが国民皆年金という一つの方向性が打ち出されて、市町村が全面に出てそれぞれの社会保険事務所と連携しながらやってきたところでありまして、そのときにおきましては、納付率等についても当然相当の高さ、申請免除もありますけども、相当の高さでありました。もう100%に届くような高さであったわけですが、その後、賦課方式でいくのか、積み立て方式

でいくのかというふうなことが論議をされてきています。

相互扶助という考え方において、他世代にわたって次の、今の高齢者の人たちを支えていくという賦課方式、またその積み立て方式っていう部分におきましては、自分が納めていたものを運用してもらいながら、自分が一定の年齢になったときに年金をもらうというふうな積み立て方式っていうことの論議があっております。現時点においては賦課方式ということで日本はきておりますけども、どのようにそれを組み合わせていけばよいのかということが論議されているのはニュースでも見ております。

それと、二、三年前ですか、論議がありまして、いや、もう四、五年になりますかね、国の税の投入という問題、これが以前の給付に対しての3分の1を国が税で見ているんじゃないかというふうな方向があったわけですけども、3分の1ではとてもじゃないけど年金制度が破綻してしまうんじゃないかというふうなことで、2分の1になり、2年ほど前の消費税の一つの方向性が定まった段階において、その2分の1の財源が担保されるというふうな国民年金の歴史といえますか、そのあたりのことについてはこちらもわかっている範囲はそれぐらいでございます。

しかし、国民皆年金というすばらしい、私は相互扶助の制度だというふうに思っています。これが破綻していかないような形をとる責任が、やはり国だけにぶつけていく話ではないというふうにも思っておりますし、お互いが本当にこの問題についてどのように考えていけばよいのかということを行政だけではなくて、市民の皆様方も真剣に考えていただかなくてはいけない問題だろうと思っております。

そういう意味において、今の状況というのを、年金の状況というのをやはり若い人たちにしっかりと知ってもらうためにも、高校等への啓発、教育といえますか、というのには北社保がうちを介して取り組んでいただいております。

昨年から取り組み、ことしも公募をかけて取り組んでいくというふうなことも聞いておりますし、私ども市としてできる分、協力連携事務というふうに書かれている部分については、その広報的な問題は当然市報、ホームページそれからタウンページの中の年金コーナーも使ってはいただいているところです。

当然ながら窓口におけるパンフレット等、そして国民年金のみならず、厚生年金のことについても窓口でお手伝いをされる範囲をやっている。ただし個人情報の問題とか、いろんな問題がここに絡んでおましてなかなか踏み込んでいけない。基礎データがこちらにないということがもう全てだと思いますけども、そういう中、北社保との問題について、連携をとりながらやっておりますし、年金相談についても場所を毎月変えながら、北と南で北社保が1日かけて年金相談をしていただいているというふうなことも承知しているところであります。

先ほど申しましたが、この国民皆年金という制度を残していくためにもしっかりと皆様方と、

国民全員が本当は論議をしていかないといけない問題だというふうにも思っておりますし、年金だけの問題ではなくて、本当社会保障全体をどのような形にしていくのかということが論議される中で、そこに対してどのような負担を市民が、国民がしていけばよいのかというふうなことも考えなくてはなりませんし、スウェーデンみたいにある意味大きな負担があるものの、雇用の問題とか、次の再就職に対する教育の問題とか、いろんなのが整うことによつての老後のことが全く心配がないというふうな、全体の姿を、将来の姿を見せ込む中での社会保障制度のスキームづくりというのが、どんどん論議がされていくべきことなのであろうというふうに思っているところであります。大変浅薄な意見で申しわけございません。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。納付率の悪いのの主な要因としては、低所得者だということでございます。低いなら低いなりの制度もありますし、高いなら高いなりの制度もありますので、今回制度の中身も確認をとらせていただきながらお伺いをしてまいりたいと思っております。

資料で、生命保険文化センターというところの生活保障に関する調査によりますと、老後の資金を賄う手段、公的年金が86.5%、預貯金が61.7%、退職金企業年金が39.5%でございます。やっぱり公的年金に皆さん頼っていらっしゃるのが現実でございます。ちなみに、この一番最下位に近いところが子供からの援助というのが2.4%でございます。

やっぱり私も子を持つ親として、自分としてお小遣いをやりたけれども、お小遣いはもらいたくないなというのがやっぱり現実かなと思います。

次の設問で老後保障に対する充足感、要するに満ち足りている感じですね、これは十分足りている、どちらかといえば足りているというのが18.6%ということで、最初公的年金に頼らざるを得ないというのが現実でございますけれども、やっぱり足りないと思っているのは皆様の思いでございます。

そこで、ここ最近の年金制度の国の改正によりますと、低年金と無年金ですかね、これにものすごく力を入れた政策を盛り込んでおるようでございます。これは、納付率、これも上げたいという思いでございますので、ぜひ対馬市の納付率は非常に悪うございますので、所得の低い方は低い方なりのやり方もありますので、お話を進めながらちょっと質問させていただきたいと思っております。

国民年金ですね、今40年、満額納付しますと77万2,800円いただけます。1月当たり6万4,400円でございます。この金額は満額でございますので、やっぱり満額にならない方が非常に多うございまして、やっぱりこの金額をどうかして77万2,800円に上げたいというのが市民の心情でございます。これに答えるために、政府もいろんな制度を盛り込んでおりますが、

まずお伺いいたしますが、追納制度と後納制度についてお伺いをいたします。簡略にお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 事務の詳細につきましては、担当部長のほうに答えさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） まず、議員さんの質問にお答えしたいと思います。

簡潔にということですので、追納制度というのは被保険者または被保険者であった者が、保険の免除、若年者収納猶予を受けた期間とか、学生納付の特例、年金額を計算する場合、満額の年金額としては計算されないことから、将来資力が回復した場合等において、過去の免除期間等について保険料相当額を追納することを認めることが追納制度ということになります。追納できる期間は現時点から過去10年以内の免除期間ということになります。

後納制度ですけど、後納制度については平成24年の10月から施行をされております。保険料は納付期限が2年間経過した場合、時効ということで納付することができませんでした。過去10年間の保険料について時限措置ではありますけど、平成27年の9月30日まで3年間に限り厚生労働大臣の許可を受けた上で、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することができる制度であります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。簡単にいいますと、追納制度は免除申請、そういった申請によって免除を受けた方と猶予制度によって免除を受けた方の後で納める制度でございまして、後納制度は普通は時効が2年ということなので、滞納したらもう2年たったら払う手段がないところを、特別措置をいたしまして、3年の時限措置をもちまして27年の9月30日まで10年間にさかのぼってお支払いできるということでございます。

この27年9月30日までということで、後納制度を、これについて先ほど市長のほうから基礎データがないということでございますけど、この後納制度によって何か救われた市民の方、保険料が多くなったとか、受給資格期間を満たすことができたとか、そういう事例は市として把握はしていらっしゃるんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 担当者の話としては、そういった事例はあっていると聞いております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。詳しくお聞きしたかったんですけども、

事例はあるということで理解をしておきます。

これは、後納制度、追納制度というのは多分、我々の年代が行うべき、学生から我々の年代までが行うべき制度でございまして、今年年をとって60歳のもらえる、年金をもらえる繰り上げできる年齢でございますけど、60歳から70歳まで受給資格期間を獲得するためにということ、あとは満額支給に近づけるためということで、制度がございまして、任意加入制度について簡略に御説明をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 60歳以降、納付期間の不足とか、そういったものに対して本任意で国民年金に加入をする。任意加入を、そのままですけど、以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） これは、60歳から65歳までにつきましては、いかなる理由によりまして任意加入ができる制度でございまして、65から70歳までにつきましては受給資格期間25年を確保するためだけに加入すべきものでございます。

こういった制度を、ありますので、これ日本年金機構から時折何か出すときについてにリーフレットも添えて出すものなんですけど、基本的に理解するのは難しいと思います。ちなみ、私自身もやっぱり高浜の実家については、全ての社会保障についてはもう読むのも面倒くさいっていうから、書類が来たら私が読んで全て処理しているところでございますけど、やっぱり現実はその市民の方、こうやって頼れる息子がいればいいですけど、頼れないところは非常にこういう制度というのはつくっただけで何の効果も示さないものとなりますので、ぜひそういう分を年金機構と調整をとりながら上手に市民にわかるように進めていきたいと思っておりますけども。

ちなみに受給資格期間の短縮ということで27年10月、いわゆる消費税が10%に上がるかもしれないという、その時限によりまして施行されます10年、支給資格期間10年の制度でございまして、これについては非常に大混乱を私はすると思っております。

ぜひこれにつきましても、早目のことをやっていかないと、これだけ日本の中でも高齢化の進んでいるこの島でございまして、これはあえて質問しませんが、綿密に調整をしていただきたいと思っております。

もう一つが、この国民年金の金額を上げる手段といたしましては、繰り下げ支給ということで、ずっと1カ月伸びるごとに0.5%伸びていって、最終的には70歳でいただく人には4.2%増加していただくという制度でございまして、これについても現実、対馬の定年が60ですね、なかなか大企業がない中で60以上雇用するのは難しい対馬でございまして、これについては知っていてもなかなか65以上でもらうとか、いらっしゃらないと思っておりますけど。ほとんどの方は60でもらっているというのを聞いておりますけど、これもやっぱり理解はしていただきたい

など思っております。

これまでがこの国民年金の金額をちょっとかさ上げする手段でございましたけど、今度は別の制度で上乗せする制度がございます。付加年金、国民年金基金、個人型確定拠出年金、これは大概いろんな年金の資料によりますと必ず載せております。確かに任意でございますので、無理やり押し進めることは公としてはしてはいけないと思いますけど、やっぱりこういった載っている制度については理解をしてほしいかなと、市民の方に教えていってほしいかなと思っておりますけども、ここで付加年金のことについて私も議員になりまして、議員年金がなくなったということで、すぐ付加年金にかかりました。この付加年金について簡略にちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 付加年金についてですけども、付加年金については国民年金の保険料に加えて月々400円の付加保険料ということを追加をして、上乗せをして納めていただくということになります。付加年金のもらうときの受給額の年金額はその200円掛ける付加保険料の納付月額、納めた月数を掛けたものになります。それが年の受給額になると思います。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。一番大事なことをちょっとお話していただきたいと思うんですけども、これは2年で元をとってしまいます。例えば、二十歳から付加年金を加入しまして400円ずっとお支払いをします。60までですね。19万6,000円、トータルになります。年金はこの65から今度はもらいいただけますけど、もらうときに9万6,000円、要するに半分いただくことになります。いわゆる二年で元をとってしまいまして、3年目からはもうずっと9万6,000円がお小遣いのように入ってまいります。運用率としてはこれを超える上乗せ制度は一切ありません。

これについて非常にわからない方が多うございまして、これ途中でわかったら非常に少ない金額になってしまいます。最後、50歳からになりますと2万4,000円いただくことになりますけども、やっぱりはじめ、二十歳からわかれば普通の所得の少ない方につきましてはたった400円で加入できますので、国民年金とかほかの一般の民間会社にするよりこれはもうよほどいい制度でございますので、ぜひ勧めていただきたいと思いますが、現在145人の方だけでございます。ぜひ、これ1号の保険者に限ってでございますけど、ホームページだけの公告でございますので、もうちょっと力を入れていただきたいなと思っております。

ちなみに私、夫婦二人でこの付加年金というのを加入したんですが、いろいろ社会情勢いろんなニュースを聞きまして、やっぱりこれでは足りないぞということで、国民年金基金というのを職能型ということで漁協のほうに加入をいたしました。この国民年金基金について、簡略に御

説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 国民年金基金については、まず自営業者やフリーランスなどの国民年金の第1号保険者の方々が安心して老後を暮らせるように老齢基礎年金に上乗せの年金を支給するものであります。20歳以上、60歳未満の自営業者やフリーランスなどの国民年金第1号被保険者及び、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者であります。ただし、国民年金第1号被保険者であっても年金保険料を免除されている方や、農業者年金等の被保険者の方は加入することができないことになっております。

まず、内容ですけど、若干わかりにくいんですけど、終身年金が基本ではありますが、年金の給付、毎月の掛け金等を選択し、給付の形と口数、加入時の年齢等により年金額、それから掛け金が若干変わってまいりますので、若干掛け金が高く設定されていますので、基本となる終身年金のA型で20歳ですね、二十歳で加入すると大体月額7,000円程度掛け金になって、もらう受給のときには毎月2万円程度になろうかと思っております。

ただし、付加年金と国民年金基金は同時に加入することはできないことになっております。これは年金基金のほうが国民年金本体の付加年金の代行という性格を持っているためであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。この分、付加年金、国民年金含めまして唯一の確定給付、給付が確定しているという制度でございます。これは将来に本当に当てになる年金制度の上乗せでございますので、ぜひ周知していただきたいなと思っております。

今、普通の国民年金も納める金額も変動しますし、もらう金額も徐々にマクロ経済スライドで少なくなっているようでございますので、ぜひこれで上乗せを図っていただきたいなと思っておりますけども、この国民年金基金と個人型確定拠出年金、これにつきましての一番のメリットというのは、この議場で言っているかどうか分かりませんが、節税メリットでございます。掛け金は全額社会保険料控除になります。いわゆる住民税、所得税が少なくなります。

もらうときには公的年金等の雑所得ということで、120万円ほどの控除をもって課税所得になりますので、これも入り口出口ともいい制度でございます。よく、運用利率が1%ぐらいということで、そんなことだったら定期預金とかそんなのがいいじゃないかと思われそうですが、この節税メリットというのはも50万円ぐらいすれば3割程度の、掛け金が50万円であれば、3割程度15万円ぐらいの節税になりますので、いかなる貯金の運用利率よりも高くなってまいりますので、だから掛け金と最後給付金ですね、同時でも同じ金額十分お得な年金になりますので、こういう分もぜひ説明できる範囲でしていただきたいなと思っております。ちなみに、もらうときも利

子税、普通貯金しますと利子税がかかります。20%取っていかれますので、これについてもいかにお得かなと思っております。

こういった形で、個人型確定拠出年金というのはかなり投資性もあるんですけども、ここ最近の世情を見ますとやっぱり401kの制度を生かすそういうもう社会情勢になっていますので、学校教育段階から、またはそのいろいろな部分で周知できるところは改革をしていただきたいなと思います。

ちなみに、個人事業主の退職金制度として、これは質問しませんけども、小規模企業共済というのもございます。いわゆるひとり親方ですね。漁師でも加入をできます。これも運用利率がそうよくはありません。けれども、これも小規模企業共済掛け金控除という所得税控除がありますので、これについても制度があるということぐらいは周知していただきたいなと思っております。

いろいろ年金制度について、ちょっと面倒くさい質問をして部長にちょっと御迷惑をおかけしましたけども、こういうふうになかなかやっぱり理解するのは難しいと思っております。こういう今個人情報保護とかいろいろのあるから、やっぱり契約についても、重要事項の説明についてはやっぱり資格者でないと説明できないとか、またはこっちが説明しますよね、聞かれた人が納得したかどうかまで問われる世の中ですので、これを公的な皆様に求めるつもりはありませんけども、それぐらいの市民の方が本当に理解したのかなというところを、思いをめぐらせて制度の周知にあたっていただきたいなと思っております。

それから、障害年金と遺族年金ということで、最初に自分の息子をたとえにしましたが、ここにおける議員の皆様もあと市の幹部の皆様もよく聞くことは多いとは思いますが、国民年金の加入を低所得、いろんな理由によりまして若年のときにかけていなくて、その後障がいを負われて障害年金をもらえない市民の方、多数いらっしゃいます。

本来、免除猶予の枠に入れる人にもかかわらず申請をしていない人がいるとは考えられないかとは思いますが、そういうデータというのも多分、基本データがないからこれも難しいとは思いますが、だからここまでめぐらしていただいて周知を図っていただきたいなと思います。何分、権利性ですね、いつもらうとかそんな市民の権利が動く申請主義のこの年金でございますから、市民みずからが文書を見て、リーフレットを見てですよ、それを理解して自分で今は他筆は許されませんから、自分で書いて役場とか年金機構に書類を送らなければいけないというのがこの制度の基本でありますから、多分、多くの市民の方でもいろいろな書類が来て積んでいるだけの方が多数おられると私は予想をしております。

これ提案なんですけども、民間の銀行は生命保険会社がよく年金セミナーじゃなくて、ライフシニアセミナーとか今後の老後のことを現実を目の当たりにさせて自分のところの商品を買っていただくというセミナーとか、よくあっております。民間ではですね。この公的年金につきまし

でも適切な人材を使っただきまして、ぜひこういった、年金相談20回行われていますけど、各地区で、そういったセミナー類も組み込まれないかなと私は思っておりますけども、これについては年金機構長崎北事務所とは、ぜひ私は調整していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 国民年金にかかる事務の協力、連携事務ということで北年金事務所と協力をしながら、そういった周知等を行いたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。ぜひ調整をしていただきたいと思っております。

なぜかといいますと、年金制度または税制でもそうですけど、その時代の要請、政策的見地など毎年、下手すれば半期ごとに変わる、改正されます。変わったことを知っている人だけが得をして、知らない人は損をするそういう不公平な社会にはしないでいただきたいと思っております。常に最新の情報を市民の理解に苦しむような方にも届くような、大変でございますけど、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。種々いろいろお話ししましたが、やっぱり市長の最初の御答弁もありますように、基礎データがないということが大きなネックというのは、私も感じているところでございます。年金相談というか、たまに対馬に20回ほど来られて、説明を求めたい方だけのみが触れられて、本来その悩まなければいけない方、本当はこういういろいろな文書が来て悩んでほしいというのものあるんですけど、悩まなければいけない方が悩まなくて、そのまま放置されて、放ったってられる、そういうことが現実じゃないかなと思うんですが、そこで、よく民生委員、児童委員のように、年金にかかわることは年金委員というのが、これは市町村の推薦によりまして、厚労省が認められて、選定されて、市とともにというか、日本年金機構と橋渡しをしながら市民の方にいろいろ啓発をしていくという制度でございます。やっぱり、いろんな基礎データがない、年金機構はたまにしか来ない、どうしてもやっぱり核となる人が必要だと私は思っておりますけども、ただ、いろいろこの制度についても、なかなかうまくいっていないのは知っておりますけども、私の個人的な意見としましては、日本年金機構はそんなにいろんな方針とか言われなくても、また国、厚労省から言われなくても、対馬市だけは島なりに何とか、私はこの年金制度については、年金委員を通してこの政策をスムーズに進めるようにお願いしたいと思うんですが、この年金委員については、つくろうというお気持ちはおありでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この年金の問題につきましては、今言われたように、北社保のほうから入って来られてから、年金相談等が行われておりますけども、これでは物足りないのではないかと

という思いの中で、私どものほうも出張所みたいなもので設置することによって、身近な相談というものを受ける体制が必要じゃないかということ九州の年金機構と言いますか、協議会みたいなところに挙げております。その段階においては、返事がされる段階ではないみたいですが、一応、機構のほうにその御意見というのを挙げてみましょうというふうなところで、現時点では終わっているようなところであります。

今、おっしゃられました、その年金委員という問題については、以前のことを思い出しますと、年金に携わる職員さんというのは、結構専門的な知識を持たないといけない、社会保険労務士みたいな、極端に言ったら、それぐらいの知識を持ち合わせてないと市民の御相談に答えていけないみたいな部分があったものですから、私どもの町におきましては、相当長い、そこに携わってもらうというふうなやり方をされていたように記憶しています。長い期間携わってもらうということは、どういうことかという、それだけ年金に詳しい人もなかなか育って行かない部分も、また逆にあります。年金委員が求めて、国のほうが求めている部分というのは、その年金の経験者ということも項目の中にはあったと思っております。

毎年というか、毎回のように年金法というのが変わっていく中で、附則がむちゃくちゃ多い、この法律です。それを読み込んでいって、年金の制度に落とし込んでいくという作業というのをすごいスキルがいる仕事だというふうに思っております。そういう意味において、その年金委員さんというのが、右から左にいるとはなかなか難しい部分がありますが、今、おっしゃられるように、市民の皆さんの老後のことを考えたときの年金のあり方というのをしっかり啓発、相談に乗っていくためにも、必要性は感じております。

また、北社会保険事務所等とも、そのあたりのやり方について相談をしなければいけない案件だろうと思っております。さっき言いますように、事務は全部国が吸い上げておりますので、相談を、こういうふうなことを市としても考えられないかという相談を持ち上げて、また黒田議員のほうにお返ししたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。市長がおっしゃるように、年金委員よりそういった組織があるほうが私はいいいと思いますので、こういった形でも結構ですので、進めたいなと思います。

最後に、老後や万が一の場合の備えを考えると、まず、公的年金の保障の範囲、水準をよく理解し、その上で自助努力をどこまで考えるかが必要でございます。

私、個人の意見でございますが、年金額が減額されたとしても、または支給年齢が引き上げになったとしても、インフレ対策機能が整っており、障害保障、死亡保障、保険料免除制度な

どもある公的年金は頼りになる存在と、私は確信をしております。どうか、市民の理解を深めていくことが大事でございますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、黒田昭雄君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩とします。再開は11時5分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

○議長（堀江 政武君） 報告します。大部初幸君から早退の届け出がっております。

再開します。

3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。入江有紀と申します。よろしく願いいたします。

一般質問に入ります前に、一言市民の代表として行政の方をお願いしたいことがあります。

私は、厚生施設を5月の1日から始めてるんですが、1カ月ほど前に福岡から成年後見人のついた方を入所させたんですが、福岡の後見人の方から対馬のほうの後見人をお願いしてもらえないだろうかということで、本庁の担当課の部長さんにお会いしたんですね。ところが、その成年後見人制度というのを全然わかってない部長さんで、私は、そこで大きな声でどなりましたが、担当課の部長たる者が成年後見人制度ぐらいわからないで部長をしてあるということは、本当に情けないことだと思いました。

それで、ここにおられる部長さんクラスもそうですけど、もうちょっと勉強をされて、市民の方から聞かれたときにはきちんと答弁のできるようなお勉強していただきたいと思います。お願いしておきます。

以上です。

一般質問に入らせていただきます。通告をしておりました対馬いづはら病院跡地利用についてお尋ねします。

私は、この1年間、巖原市民の一番注目しておりますいづはら病院跡地利用について市長にお尋ねしてまいりましたが、市長の答弁が、1年以上たちましたが、全然進歩がなく、くどいようですがもう一度、今回一般質問をいたしました。巖原市民の一番注目していることなので、今回、何回もしているということをおっしゃっていただきましたが、また一般質問させていただきましたので。

今回の市長の行政報告でやっと法人名が、1年3カ月にわたって質問してまいりましたが、上